

本日午後2時

◎1時20分東京高裁傍聴券交付所集合
東京高等裁判所101号法廷

重慶大爆撃裁判の控訴審第2回 ★皆様の傍聴をお願いします!!

提訴から10年！中国から重慶大爆撃被害者ら22名が来日!!

◆**12時～日比谷公園霞門集合!!**霞が関デモを行います(誰でも参加できます)

東京高裁**永野厚郎**裁判長！
重慶大爆撃被害者の声を真摯に聴いて、
人証を採用し、公平審理を行うべきです！

15時30分～重慶大爆撃被害者と専門家の 証言を聞く会

—21世紀も続く無差別爆撃の廃絶を訴える

会場／**参議院議員会館 1 階・101会議室**

◎映画「苦干」(1941年製作)

撮影レイ・スコット、重慶大爆撃のカラー映像を上映。

◎ミニ講演(鑑定意見書提出の2人より)

◇**轟莉莉さん**(東京女子大学教授、文化人類学)

「重慶爆撃の被害状況分析—空爆孤児の体験を中心に」

◇**前田哲男さん**(軍事ジャーナリスト)

「『重慶裁判』があきらかにしたこと」

◎爆撃被害者の証言

○重慶から **栗遠奎さん**(83歳、1941年6月5日重慶較場口防空洞で姉2人死亡。自宅全壊)

陳桂芳さん(85歳、1939年8月4日、避難先の重慶市江北区の洞窟で爆撃に遭い
父母が死亡、自身も頭部、鼻、右腕などに重傷。自宅全壊)

○乐山から **雷時仁さん**(55歳、1939年8月19日の乐山市街地への爆撃で祖父が死亡し自宅全壊)

○成都から **馬蘭さん**(53歳、1941年7月27日の成都市街地への爆撃で祖母等が死亡し自宅全壊)



☆**18時～ 歓迎交流会**を西新橋 1-21-8 弁護士ビル 1 階「**長安刀削麵**」TEL 3502-6881 で行います。

重慶大爆撃の被害者と連帯する会・東京(代表・前田哲男)／重慶大爆撃訴訟弁護団(団長・田代博之弁護士)

弁護団：〒105-0003 東京都港区西新橋 1-21-5 一瀬法律事務所 TEL03-3501-5558 FAX03-3501-5565 Email:info@ichinoselaw.com

◆ Web サイト <http://www.anti-bombing.net> ブログ『重慶大爆撃とは?』<http://blog.goo.ne.jp/dublin-ki>

◆ お問合せは、弁護団事務局(一瀬法律事務所)の元永(もとなが)、又は小田までお願いします。

2017.3.17

3月17日(金) 重慶大爆撃裁判控訴審第2回

パン シュン チャンジン ニエ リ リ ジンミン

東京高裁は、潘洵、張瑾、聶莉莉、金明氏ら 専門家証人を全員採用し、 無差別爆撃の被害立証を行うべきです!!



潘洵教授

『重慶大爆撃の研究』(岩波書店、2016)



張瑾教授

『権力、衝突と変革』(重慶出版社、2003)



聶莉莉教授

『中国民衆の戦争記憶』(明石書店、2006)



金明教授

『中国民間対日賠償の
"請求権放棄"問題』

第1回裁判で、控訴人らを代表して、法廷で意見を述べた粟達彦さんの陳述要旨を紹介します。

***粟さんは、1933年12月重慶生まれ、83歳です。**

日本軍の重慶大爆撃が惹起した1941年の「6・5隧道大惨案」で2人の姉を殺されました。粟さん御自身も防空洞で酸欠になって倒れ死にかけましたが、翌朝、奇跡的に助けられた重慶大爆撃の生き証人です。

① 原判決が重慶大爆撃被害の残虐さ、非人道性を認定しなかった誤り

原判決は、日本軍が重慶、成都、自貢、梁山、松潘などに対して繰り返し爆撃を行って多数の死傷者を出し家財を破壊した事実があったことを認定しながら、「重慶大爆撃が非人道的な残虐行為であったこと」を全く認めていません。これは原判決の最も根本的な誤りです。

② 原判決が重慶大爆撃の国際法違反を認定しなかった誤り

原判決は、「空戦法規案」が重慶大爆撃当時国際慣習法化していたこと、また爆撃の被害地域に重慶市民が多数生活していたことを認定しながら、重慶大爆撃が国際法違反の無差別爆撃であることを一言も認定していません。

かつて原爆裁判で東京地裁は、原子爆弾が従来のある兵器よりも破壊力、殺傷力が大きく、また種々の苦痛ないし悪影響をもたらす「残虐な兵器である」こと、空戦法規案が国際慣習法化していたこと、さらに結論として、「広島・長崎への原子爆弾の投下は、無防都市への無差別爆撃であり、違法な戦闘行為である」「戦争に際して不要な苦痛を与える非人道的な害敵手段として禁止される」と認定しました。

③ 原判決が重慶大爆撃が中国への侵略行為であることを認めない誤り

しかし原判決が上記の通り「残虐性」や「国際法違反性」を認定しなかったのは、裁判官が中国侵略を全く反省していない日本政府に完全に屈服し、重慶大爆撃が日本の違法な中国侵略の一環であることを完全に無視している点にあります。

周知の通り、中国は19世紀末から日本に約50年間侵略されてきました。当時から侵略行為は国際法違反です。実は重慶も日清戦争後の日清講和条約で日本に侵略され、現に重慶には1937年の日中全面戦争まで日本の租界地があり、侵略者・日本人の子供たちは重慶の日本人学校に通っていました。

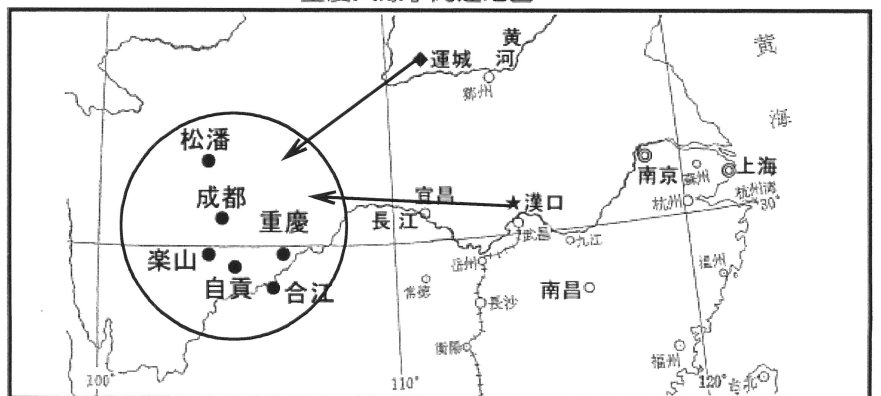
戦後、日本政府は1972年に締結した日中共同声明で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」と約束しました。

しかし安倍首相の靖国神社公式参拝に見られるように日本政府は現在も中国侵略を真摯に反省していません。原判決は、重慶大爆撃の「侵略性」を看過しており、真実に背を背けた全く不当な判決です。

④ 高等裁判所は専門家証人と控訴人本人の人証調べを実施すべきだ!!

上記の「侵略行為性」や「残虐性」、「国際法違反性」は、単純な法律解釈の問題ではなく、事実問題です。従って、裁判所は、弁護団が申請している中国と日本の専門家証人を全員採用し法廷で取り調べるべきです。(了)

重慶大爆撃関連地図



◆は陸軍航空隊の基地 ★は海軍航空隊の基地
●は爆撃被害地